

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20250325製局第2号
令和7年4月1日

北海道経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

自転車競技法における競輪場の範囲及び周辺施設の扱いについて

自転車競技法（昭和23年法律第209号）第4条に基づき設置された「競輪場」の範囲については、下記によることとしますので、貴局管内関係者に対し、周知徹底、指導方お願いします。

記

1. 「競輪場」の範囲

自転車競技法及び同法に基づく省令、告示及び通達（以下、「法令等」という。）が適用される「競輪場」の範囲は、自転車競技法第4条第4項で定める設置基準に基づく施設・設備の他、競輪の観客や選手を含む関係者等が利用する施設、設備及び敷地とする。

なお、「競輪場」の敷地は物理的な境界又は代替手段を設けて明示的に区分する。

2. 「競輪場」の周辺施設の扱い

「競輪場」に隣接してまたは周辺に建設される（建設計画を含む。）施設及び設備その他の構造物について、その高さや形状あるいは当該施設等の運用によって、競輪の公正安全な実施に支障がもたらされるおそれが生じる場合には、競輪施行者に対して、その施設等の設置者、管理者等と情報共有や協議・調整を行い、設備等の設置計画の見直しや運用の改善を要請するなど競輪の公正安全な実施の確保のための対応について助言・指導をすること。